

大学機関別認証評価

自己評価書

令和6年6月

東京学芸大学

目 次

I	大学の現況、目的及び特徴	1
II	基準ごとの自己評価	
	領域1 教育研究上の基本組織に関する基準	6
	領域2 内部質保証に関する基準	10
	領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	20
	領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準	26
	領域5 学生の受入に関する基準	31
	領域6 教育課程と学習成果に関する基準	34
	基準の判断 総括表	34
	教育学部	35
	教育学研究科	49
	大学院連合学校教育学研究科	53

I 大学の現況、目的及び特徴

1 現況

- (1) 大学名 東京学芸大学
 (2) 所在地 東京都小金井市
 (3) 教育研究上の基本組織

学士課程	教育学部
大学院課程	大学院教育学研究科修士課程、大学院教育学研究科専門職学位課程、大学院連合学校教育学研究科博士課程

- (4) 学生数及び教員数（令和6年5月1日現在）

学生数	学部4,399人、大学院807人
教員数	専任教員数：278人（連合大学院博士課程を構成する他大学の教員は含まず）、助手数：0人

2 大学等の目的

東京学芸大学（以下「本学」という。）は、人権を尊重し、すべての人々が共生する社会の建設と世界平和の実現に寄与するため、豊かな人間性と科学的精神に立脚した学芸諸般の教育研究活動を通して、高い知識と教養を備えた創造力・実践力に富む有為の教育者を養成することを目的とする。（東京学芸大学学則第1条、東京学芸大学ウェブサイト）

【学部】

〈学校教育教員養成課程〉

子供と教師が共に新たな社会を創造していく学校教育の実現を目指し、対子供として「変化が激しく予測困難な時代へ対応できる力と新たな価値を創造することができる力を子供に育成することができる教師」、教師自身のものとして「学校や社会をより良く変革することに自律的・主体的に取り組むことができる力を有する教師」を養成する。（東京学芸大学教育学部学校教育教員養成課程設置 基本計画書）

〈教育支援課程〉

学校現場と真に協働できる力をもつ教育支援者を養成するため、教育の基礎知識と教育支援に関する専門分野を習得し、専門力、協働力、ネットワーク力、マネジメント力の4つの能力を身につけ、4つの力を総合することによって、「学校の教育力」を高めるとともに、学校外に存在する「地域の教育力」を掘り起し再編成することで、衰退しつつあると言われて久しい「社会の教育力」を高めることができる新しいタイプの「教育支援者」としての教育支援人材を養成する。（東京学芸大学教育学部教育支援課程設置 設置計画の概要）

【大学院教育学研究科及び連合学校教育学研究科の教育研究上の目的】

〈教育学研究科〉

学部における教養教育及び専門教育の基礎の上に、豊かな人間性と科学的精神に立脚した教育研究活動を通して、教育の分野における高度専門職業人又は教育研究の推進者になるための優れた専門能力及び実践力を養うことを目的とする。（東京学芸大学大学院学則第3条、東京学芸大学ウェブサイト）

●教育学研究科修士課程は、次世代の教育を先導し、これからの社会で求められる先端的な課題を教育の側面から捉え直すことのできる高度の専門性と実践力をもった研究者・教育支援者を養成することを目的とする。（東京学芸大学大学院学則第3条、東京学芸大学ウェブサイト）

●教育学研究科専門職学位課程（教職大学院）は、教科等の指導や現代的教育課題に対する確かな指導理論と優れた実践力・応用力を備え、教職員・保護者・地域の人々・専門家と協働して問題解決にあたるリーダー的存在としての教員（スクールリーダー）及び管理職を養成することを目的とする。（東京学芸大学大学院学則第3条、東京学芸大学ウェブサイト）

〈連合学校教育学研究科〉

教育の理論と実践に関する諸分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。（東京学芸大学大学院学則第3条、東京学芸大学ウェブサイト）

3 特徴

〈沿革〉

東京学芸大学（以下、本学という。）は、東京にあった4つの師範学校が母体となり、昭和24年教育者養成を目的とする新制大学として発足し、昭和41年には大学院教育学研究科（修士課程）を設置し、平成8年には、埼玉大学、千葉大学、横浜国立大学とともに教科教育学を中心とする研究者養成を目的とした大学院連合学校教育学研究科（博士課程）を設置し、平成20年には専門職学位課程（教職大学院）を設置して、日本の教育に貢献するための体制を充実させ、これまで全国の教育界に多くの人材を送り出し、教員養成において伝統ある大学として発展してきた。

また、令和4年3月には、国から教員養成フラッグシップ大学に指定され、「令和の日本型学校教育」を先導し、教員養成の在り方を変革していくために、先頭に立って役割を果たす大学として今日に至っている。

〈教育学部〉

令和5年4月に、教員養成課程4課程を学校教育教員養成課程1課程に再編し、学生ひとりひとりが目標とする教師、教育者像を設定し、その目標に向けて「教育創成科目（教育という営みの様々な課題について先端的な内容を学ぶ科目群）」を中心に自ら履修計画を立てる「自律型カリキュラムデザイン」プログラムを内容とする教育課程に改訂した。この「自律型カリキュラムデザイン」により以下の効果が期待されている。

①目標とする教師、教育者像を定めることで、学びの目的意識が明確になり学習効果が増大する

②それぞれのニーズに合わせて履修科目を選択することで、無駄のない個別最適なカリキュラムが実現する

③自ら履修計画を立てることで主体性や自律性が成長する

④学ぶ側になって、体験的に、カリキュラムづくりを考える機会となる

〈大学院教育学研究科修士課程〉

平成31年4月には、教育学研究科を全面改編し、修士課程においては、教育支援、教育臨床心理、留学生の受け入れ及び先導的・社会的な教育課題に対応できる高度な教育支援者の養成を行う専攻を設置した。

●次世代日本型教育システム研究開発専攻

研究開発された日本型教育システムを、①国内外の教育機関等で応用・普及できる能力、②批判的に検証・発展させ、新しいモデルを研究開発できる能力、③課題と可能性を国内外の教育機関で実践的に検証・発展させることのできる能力を身に付け、日本型教育システムを国外で展開できるとともに、学校教育のグローバル化を先導する研究者・教育実践者を養成する。

●教育支援協働実践開発専攻

教育支援・教育協働をプロモーションするための「専門力」「企画提案力」「分析的実践力」「コミュニケーション・チーム構築力」「チャレンジ精神・主体性」が統合された能力を身に付け、学校外にありながら、教員と協働して教育の充実と改革を推進することができる力を持つ人材、「チーム学校」や「地域学校協働」を推進するリーダー的スタッフ、高等教育機関教育者・研究者を養成する。

〈大学院教育学研究科専門職学位課程（教職大学院） 教育実践専門職高度化専攻〉

学校現場における学びの質の向上、いじめや不登校等の教育課題への対応、特別支援教育の高度化のニーズ等に対応するためにチーム学校の中核としての先導的な役割を果たしうる強みをもったスクールリーダーを養成する。

①教科指導等の教育実践や現代的教育課題に対し、学校がチームとして協働し、創造的に対応するうえで中核となる強みをもったスクールリーダーとなる現職教員の養成

②教科指導等の教育実践や現代的教育課題に対し、強みをもって積極的に取り組む将来のスクールリーダーになるべき資質を備えた新人教員の養成

③平成31年4月には、教員養成機能を教職大学院へ一本化かつ高度化するとともに、現代の学校において高度で専門的な対応が求められる「いじめ」等の臨床的な課題に対応した「臨床的課題対応プログラム」、「国際バカロレア教員養成特別プログラム」、学術論文を作成できる「高度研究プログラム」を開設。また、学部における教員養成教育と教職大学院との接続を図る教員養成高度化プロジェクトとして①次世代学校リーダー養成コース及び②教員養成高度化大学間連携コースを実施。

〈大学院連合学校教育学研究科 学校教育学専攻〉

後期3年だけの博士課程で、大学における教員養成の充実と学校教育の発展を目指し、教育の理論と実践に関する諸分野について、高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を身に付け、自立して研究活動を行うことのできる研究者を養成する。

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

：「該当なし」

基準1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
<p>【分析項目1-1-1】 学部及びその学科並びに研究科及びその専攻の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合は、その構成）が、大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっていること</p>	<p>・自己評価書の「I 大学の現況、目的及び特徴」に記載のため、新たな資料は不要</p> <p>・前回評価以降に改組があった場合は、大学の設置等の認可申請・届出に係る提出書類の様式（別記様式第2号（その1の1）基本計画書）</p>		
	<p>1-1-1-01 教育学研究科次世代日本型教育システム開発専攻設置報告書</p>		
	<p>1-1-1-02 教育学研究科教育支援協働実践開発専攻設置報告書</p>		
	<p>1-1-1-03 教育学研究科教育実践専門職高度化専攻設置報告書</p>		
	<p>1-1-1-04 教育学部学校教育教員養成課程設置報告書</p>		
	<p>・共同教育課程等を置いている場合は、大学間で取り交わされた協定書、教育課程の編成・実施その他運営のための協議会の設置を定める文書及びその協議会の開催状況が分かる資料</p>		
<p>・文部科学大臣の認定を受けている法曹養成連携協定がある場合は、大学間で取り交わされた有効な協定書</p>			
<p>・大学設置基準第57条等により、教育課程等に関する事項の改善に係る先導的な取組に関する特例の認定を受けている場合は、申請書（様式1）、申請計画書（様式2）、教育課程等特例認定大学等の認定等に関する規程第1条各号（第4号及び第5号を除く。）に掲げる基準に適合することを証する書類（様式3）、及び認定結果通知</p>			
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【活動取組1-1-A】 平成31年4月に、大学院教育学研究科を再編し、大学院教育学研究科における教員養成機能を教職大学院へ一本化かつ高度化するとともに、修士課程においては「教育の未来構想」を先導するためのグローバル、教育AI（人口知能）、臨床心理、教育協働などの、これからの社会で求められるテーマに焦点を合わせ、その内容を教育の側から改めて捉え直すことのできる専門性と総合的能力を身につけた教育者・研究者の養成を開始した。</p>	<p>1-1-A 大学院改組移行図</p>		
<p>【活動取組1-1-B】 平成31年4月に、大学院教育学研究科を再編し、大学院教育学研究科における教員養成機能を教職大学院へ一本化かつ高度化するとともに、現代の学校において高度で専門的な対応が求められる「いじめ」等の臨床的な課題に対応した「臨床的課題対応プログラム」の設置や国際バカロレア教員養成特別プログラムを開設し、教育の分野における高度専門職業人又は教育研究の推進者となるための人材養成を開始した。</p>	<p>1-1-A 大学院改組移行図</p>		再掲

<p>【活動取組1-1-C】 令和5年4月に、教育学部を再編し、学生ひとりひとりが目標とする教師、教育者像を設定し、その目標に向けて「教育創成科目（教育という営みの様々な課題について先端的な内容を学ぶ科目群）」を中心に自ら履修計画を立てる「自律型カリキュラムデザイン」プログラムを内容とする教育課程を実施した。この「自律型カリキュラムデザイン」により以下の効果が期待される。 ①目標とする教師、教育者像を定めることで、学びの目的意識が明確になり学習効果が増大する ②それぞれのニーズに合わせて履修科目を選択することで、無駄のない個別最適なカリキュラムが実現する ③自ら履修計画を立てることで主体性や自律性が成長する ④学が側になって、体験的に、カリキュラムづくりを考える機会となる</p>	<p>1-1-C 自律型カリキュラムデザイン</p>		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			
<p>基準1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること</p>			
<p>分析項目</p>	<p>分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄</p>	<p>備考</p>	<p>再掲</p>
<p>【分析項目1-2-1】 大学設置基準等各設置基準に照らして、必要な人数の教員を配置していること</p>	<p>・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1（改正前基準） 認証評価共通基礎データ様式1</p>		
	<p>※基幹教員制度を導入している場合 ・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1（改正後基準）</p>		
<p>【分析項目1-2-2】 教員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと</p>	<p>・ 教員の年齢別・性別内訳（別紙様式1-2-2） 1-2-2 教員の年齢別・性別内訳</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準1-3 教育研究活動を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目1-3-1] 教員の組織的な役割分担の下で、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること	・教員組織と教育組織の対応表（別紙様式1-3-1）		
	1-3-1 教員組織と教育組織の対応表		
	・組織体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）		
	1-3-1-01 機構図		
	1-3-1-02 東京学芸大学学則	第4条	
	1-3-1-03 東京学芸大学大学院学則	第5条	
	1-3-1-04 国立大学法人東京学芸大学組織運営規程	第11条～第28条	
	1-3-1-05 東京学芸大学教員組織と教育組織について		
	・責任体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）		
	1-3-1-06 国立大学法人東京学芸大学の理事及び東京学芸大学の副学長の職務分担等に関する取決め	第2、別表	
	1-3-1-07 東京学芸大学教育学部運営規程	第2条～第4条、第9条～18条	
	1-3-1-08 東京学芸大学大学院教育学研究科規程	第1条の2～第3条	
	[分析項目1-3-2] 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること	1-3-1-09 大学院教育学研究科の専攻及び構成員に係る学系長等の職務に関する要項	第2条、第3条
1-3-1-10 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科規程		第2条～第6条	
・責任者の氏名が分かる資料			
1-3-1-11 令和6年度東京学芸大学役職者一覧			
・規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式1-3-2）			
1-3-2 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧			
1-3-2-01 令和5(2023)年度全学教室主任会日程			
1-3-2-02 令和5年度大学院教育学研究科運営委員会日程			
1-3-2-03 令和5年度大学院連合学校教育学研究科授業暦及び会議・行事開催日程			
・教授会等の運営規定等			
1-3-2-04 東京学芸大学教授会規程	第2条～第6条		
1-3-2-05 東京学芸大学全学教室主任会規程	第2条、第3条		
1-3-2-06 東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会規程	第2条、第3条		
1-3-2-07 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科委員会規程	第3条、第5条		
1-3-2-08 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科拡大研究科委員会規程	第2条、第4条		

<p>【分析項目1-3-3】 全学的見地から、学長若しくは副学長の下で教育研究活動について審議し又は実施する組織が機能していること</p>	・規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式1-3-3）		
	1-3-3 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧		
	1-3-3-01 2023(令和5)年度上半期 定例会議カレンダー		
	1-3-3-02 2023(令和5)年度下半期 定例会議カレンダー		
	1-3-3-03 令和5年度教員養成カリキュラム改革推進本部日程表		
	1-3-3-04 令和5年度教務委員会開催日程		
	1-3-3-05 東京学芸大学教育実習委員会日程		
	1-3-3-06 東京学芸大学教育実習委員会教育実習実施部会日程		
	・運営規定等		
	1-3-1-04 国立大学法人東京学芸大学組織運営規程	第9条	再掲
	1-3-3-07 国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会規程	第2条、第3条	
	1-3-3-08 国立大学法人東京学芸大学カリキュラム改革推進本部要項	第3条、第4条	
1-3-3-09 東京学芸大学教務委員会規程	第3条、第4条		
1-3-3-10 東京学芸大学教育実習委員会規程	第2条、第3条		
1-3-3-11 東京学芸大学教育実習委員会教育実習実施部会要項	第2条、第3条		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
<p>【分析項目1-3-1】 本学の研究組織は、東京学芸大学組織運営規程第11条第2項により学系を組織し、学系は東京学芸大学教育学部運営規程第2条別表第1に規定する講座・分野で組織している。教育組織について、教育学部は組織運営規程第11条第3項に規定する学群を構成する教室及び教育組織との対応関係を教育学部運営規程第3条別表第2で規定し、教室の構成員数及び構成分野は同規程第10条別表第3で規定し、毎年度全学教室主任会で確認している。また、大学院教育学研究科は、東京学芸大学大学院教育学研究科の専攻及び構成員に係る学系長等の職務に関する要項第2条により研究科を構成する専攻ごとに担当する講座・分野を規定し、毎年度研究科運営委員会で確認している。</p> <p>大学院連合学校教育学研究科は、東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科規程第2条で規定する学校教育学専攻及び9つの連合講座により教育及び研究が実施されており、毎年度研究科委員会で確認している。</p>			
<p>【分析項目1-3-2】 本学の教授会は、国立大学法人東京学芸大学組織運営規程第26条第2項により総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系、芸術・スポーツ科学系、教育大学院及び機構に設置され、学部学生及び教育学研究科学生の入学、卒業及び学位の授与に関することについて、学部学生に関する事項については東京学芸大学教授会規程第3条の2により全学教室主任会に審議を委任し、大学院教育学研究科の学生に関する事項については、教授会規程第3条の3により、その審議を大学院教育学研究科運営委員会に委任し、教授会規程第3条の2第2項及び第3条の3第2項によりそれぞれの会議体で議決された事項は教授会で議決されたものとする旨を規定している。</p>			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域2 内部質保証に関する基準

：「該当なし」

基準2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-1-1] 大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制（以下「機関別内部質保証体制」という。）を整備していること	・内部質保証に係る責任体制等一覧（別紙様式2-1-1）		
	2-1-1 内部質保証に係る責任体制等一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-01 国立大学法人東京学芸大学点検評価規程	第2条～第5条	
	2-1-1-02 東京学芸大学における教育の内部質保障に係る自己点検評価実施要項	第3条、別表第1	
	2-1-1-03 令和5年度自己点検評価実施方針		
	2-1-1-04 国立大学法人東京学芸大学全学戦略・広報本部要項	第4条	
	2-1-1-05 国立大学法人東京学芸大学役員会規程		
	1-3-1-06 国立大学法人東京学芸大学の理事及び東京学芸大学の副学長の職務分担等に関する取決め	第2、別表	再掲
	1-3-1-10 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科規程	第4条～第6条	再掲
[分析項目2-1-2] それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること	・教育研究上の基本組織一覧（別紙様式2-1-2）		
	2-1-2 教育研究上の基本組織一覧		
	・明文化された規定類		
	1-3-1-02 東京学芸大学学則	第4条	再掲
	1-3-1-03 東京学芸大学大学院学則	第5条	再掲
	1-3-1-04 国立大学法人東京学芸大学組織運営規程	第11条～第13条	再掲
	1-3-1-07 東京学芸大学教育学部運営規程	第2条～第4条、第9条～18条	再掲
	1-3-1-08 東京学芸大学大学院教育学研究科規程	第1条の2～第3条	再掲
	1-3-1-09 大学院教育学研究科の専攻及び構成員に係る学系長等の職務に関する要項	第2条、第3条	再掲
	1-3-1-10 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科規程	第2条、第3条	再掲
・評価実施年度における当該共同学科等の教育課程に関する報告書（関与するすべての大学の名義で作成されたもの）			

<p>[分析項目2-1-3] 施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関して質保証について責任をもつ体制を整備していること</p>	<p>・ 質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式2-1-3）</p>		
	<p>2-1-3 質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧</p>		
	<p>・ 明文化された規定類</p>		
	<p>2-1-1-02 東京学芸大学における教育の内部質保障に係る自己点検評価実施要項</p>	第3条、別表第2、別表3-2	再掲
	<p>2-1-3-01 国立大学法人東京学芸大学施設整備会議規程</p>	第3条、第4条	
	<p>2-1-3-02 東京学芸大学施設の有効活用に関する規程</p>		
	<p>2-1-3-03 国立大学法人東京学芸大学情報基盤整備推進本部要項</p>	第3条、第4条	
	<p>2-1-3-04 東京学芸大学学術情報会議規程</p>	第3条、第4条	
	<p>2-1-3-05 国立大学法人東京学芸大学情報化統括責任者及び情報化統括責任者補佐の設置に関する要項</p>	第2条、第3条	
	<p>2-1-3-06 国立大学法人東京学芸大学情報システム管理運用規則</p>	第4条	
	<p>2-1-3-07 情報セキュリティガイドライン</p>		
	<p>2-1-3-08 東京学芸大学学生委員会規程</p>	第2条、第3条	
	<p>2-1-3-09 東京学芸大学学生支援センター要項</p>	第3条、第4条	
	<p>2-1-3-10 東京学芸大学学生相談室要項</p>	第3条～第5条	
	<p>2-1-3-11 東京学芸大学学生キャリア支援室要項</p>	第3条～第5条	
	<p>2-1-3-12 東京学芸大学障がい学生支援室要項</p>	第3条～第5条	
	<p>2-1-3-13 国立大学法人東京学芸大学国際戦略推進本部要項</p>	第3条、第4条	
	<p>2-1-3-14 東京学芸大学国際交流／留学生センター要項</p>	第3条～第5条	
<p>2-1-3-15 国立大学法人東京学芸大学アドミッションオフィス規程</p>	第3条、第4条		
<p>2-1-3-16 東京学芸大学学部入試委員会規程</p>	第3条、第4条		
<p>2-1-3-17 東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会入試部会要項</p>	第2条、第3条		
<p>1-3-2-08 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科拡大研究科委員会規程</p>	第2条、第4条、第5条	再掲	
<p>[分析項目2-1-4] 研究活動、地域貢献活動又は教育の国際化の組織的取組が行われている場合には、その質保証について責任をもつ体制を整備していること（より望ましい取組として分析）</p>	<p>・ 研究活動、地域貢献活動及び教育の国際化の組織的取組の質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式2-1-4）</p>		
	<p>・ 明文化された規定類</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>【分析項目2-1-1】本学の教育研究活動等に係る内部質保証体制については、基本的に、国立大学法人東京学芸大学点検評価規程（以下「点検評価規程」という。）及び東京学芸大学における教育の内部質保証に係る自己点検評価実施要項（以下「実施要項」という。）に基づいて実施される。具体には、点検評価規程第7条第1項の内容について、実施主体となる委員会等が点検を行い、その結果は毎年度末に取りまとめられる委員会等活動報告により、大学の点検評価を担当する全学戦略・広報本部（以下「本部」という。）において確認され、本部は学長に対し必要な改善措置等を提言、学長が該当の部局長に対して改善を指示し、本部が改善の進捗を点検評価して学長に報告する、という体制で循環している。（規程第2条、3条、4条、7条、16条）</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目2-2-1】 それぞれの教育課程について、以下の事項を機関別内部質保証体制が確認する手順を有していること (1) 学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること (2) 教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること (3) 学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること	・明文化された規定類		
	2-1-1-01 国立大学法人東京学芸大学点検評価規程	第7条	再掲
	2-1-1-02 東京学芸大学における教育の内部質保障に係る自己点検評価実施要項	別表第3-1	再掲
【分析項目2-2-2】 教育課程ごとの点検・評価において、領域6の各基準に照らした判断を行うことが定められていること	・教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-2）		
	2-2-2 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧		
	・明文化された規定類		
【分析項目2-2-3】 施設及び設備、学生支援、学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること	2-1-1-02 東京学芸大学における教育の内部質保障に係る自己点検評価実施要項	別表第3-1	再掲
	2-2-2-01 教職課程に関する自己点検評価実施方針	別表	
	・自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-3）		
【分析項目2-2-4】 機関別内部質保証体制において、関係者（学生、卒業（修了）生、卒業（修了）生の主な雇用者等）から意見を聴取する仕組みを設けていること	2-2-3 自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-02 東京学芸大学における教育の内部質保障に係る自己点検評価実施要項	別表第3-2	再掲
	2-2-3-01 東京学芸大学キャンパスマスタープラン2022		
	2-2-3-02 インフラ長寿命化計画（行動計画）		
【分析項目2-2-5】 機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価を基に受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること	2-2-3-03（維持管理項目抜粋）インフラ長寿命化計画（個別施設計画）		
	・意見聴取の実施時期、内容等一覧（別紙様式2-2-4）		
	2-2-4 意見聴取の実施時期、内容等一覧		
【分析項目2-2-5】 機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価を基に受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること	・明文化された規定類		
	2-1-1-02 東京学芸大学における教育の内部質保障に係る自己点検評価実施要項	別表第3-3	再掲
	・検討、立案、提案の責任主体一覧（別紙様式2-2-5）		
	2-2-5 検討、立案、提案の責任主体一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-02 東京学芸大学における教育の内部質保障に係る自己点検評価実施要項	第6条	再掲
	1-3-3-08 国立大学法人東京学芸大学カリキュラム改革推進本部要項	第3条	再掲
1-3-2-05 東京学芸大学全学教室主任会規程	第2条	再掲	
1-3-2-06 東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会規程	第2条	再掲	
1-3-2-07 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科委員会規程	第5条	再掲	

	1-3-3-09 東京学芸大学教務委員会規程	第3条	再掲
	2-1-1-04 国立大学法人東京学芸大学全学戦略・広報本部要項	第3条	再掲
	2-1-3-01 国立大学法人東京学芸大学施設整備会議規程	第3条	再掲
	2-1-3-02 東京学芸大学施設の有効活用に関する規程		再掲
	2-1-3-03 国立大学法人東京学芸大学情報基盤整備推進本部要項	第3条	再掲
	2-1-3-04 東京学芸大学学術情報会議規程	第3条	再掲
	2-1-3-08 東京学芸大学学生委員会規程	第2条	再掲
	2-1-3-09 東京学芸大学学生支援センター要項	第3条	再掲
	2-1-3-10 東京学芸大学学生相談室要項	第3条	再掲
	2-1-3-11 東京学芸大学学生キャリア支援室要項	第3条	再掲
	2-1-3-12 東京学芸大学障がい学生支援室要項	第3条	再掲
	2-1-3-13 国立大学法人東京学芸大学国際戦略推進本部要項	第3条	再掲
	2-1-3-14 東京学芸大学国際交流／留学生センター要項	第3条	再掲
	2-1-3-15 国立大学法人東京学芸大学アドミッションオフィス規程	第3条	再掲
	2-1-3-16 東京学芸大学学部入試委員会規程	第3条	再掲
	2-1-3-17 東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会入試部会要項	第2条	再掲
	1-3-2-08 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科拡大研究科委員会規程	第4条	再掲
【分析項目2-2-6】 機関別内部質保証体制において承認された計画を実施する手順が定められていること	・実施の責任主体一覧（別紙様式2-2-6）		
	2-2-6 実施の責任主体一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-02 東京学芸大学における教育の内部質保障に係る自己点検評価実施要項	第6条	再掲
【分析項目2-2-7】 機関別内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順が定められていること	2-1-1-01 国立大学法人東京学芸大学点検評価規程	第16条	再掲
	・明文化された規定類		
	2-1-1-02 東京学芸大学における教育の内部質保障に係る自己点検評価実施要項	第6条	再掲
【特記事項】	2-1-1-01 国立大学法人東京学芸大学点検評価規程	第16条	再掲
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目2-2-4】東京学芸大学における教育の内部質保証に係る自己点検評価実施要項（以下「実施要項」という。）第5条第3項別表3-3に基づき実施される各種アンケート調査等について、アンケート等実施後に、実施主体となる委員会で調査結果を確認し、必要に応じて分析を加えて伸長すべき点や課題等を確認、改善すべき内容については改善計画を検討する。なお、アンケート等の調査結果は大学ポータルサイトのIR関連情報として掲載し、全ての教職員がいつでも閲覧可能としている。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			

【改善を要する事項】

基準2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-3-1] 自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果を上げていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること	・計画等の進捗状況一覧（別紙様式2-3-1）		
	2-3-1 計画等の成果・進捗・検討状況		
	2-3-1-01 東京学芸大学教育学部カリキュラム・ポリシー		
	2-3-1-02 2024スタディガイド学校教育教員養成課程		
	2-3-1-03 2024スタディガイド教育支援課程		
	2-3-1-04 シラバス作成ガイドライン（非公表）		
	2-3-1-05 修士課程カリキュラムポリシー		
	2-3-1-06 修士課程シラバス		
	2-3-1-07 修士課程シラバス（特別研究・フィールド研究）		
	2-3-1-08 フィールド研究説明文書		
	2-3-1-09 大学院教育学研究科学位論文又は特定の課題についての研究の成果審査手続等要領		
	2-3-1-10 研究実施計画及び研究指導計画について		
	2-3-1-11 令和6（2024）年度教職大学院（教育実践専門職高度化専攻）履修便覧		
	2-3-1-12 教職大学院シラバス		
	2-3-1-13 課題研究ハンドブック2024		
	2-3-1-14 大学院教育学研究科教育実践専門職高度化専攻認証評価結果		
	2-3-1-15 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科長期履修学生規程		
	2-3-1-16 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科長期履修学生に関する取扱要項		
	2-3-1-17 博士課程3つのポリシー		
	2-3-1-18 博士課程カリキュラムマップ		
	2-3-1-19 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科における研究指導に関する申合せ		
2-3-1-20 博士課程シラバス			
2-3-1-21 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科における成績評価の取扱い			
[分析項目2-3-2] 機関別内部質保証体制の中で、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していること（より望ましい取組として分析）	・該当する報告書等		
	2-3-2-01 アニュアルレポート2018		
	2-3-2-02 アニュアルレポート2019		
	2-3-2-03 アニュアルレポート2020		
	2-3-2-04 アニュアルレポート2021		
	2-3-2-05 アニュアルレポート2022		
	2-3-2-06 アニュアルレポート2023		
	2-3-2-07 H28自己点検評価結果		
	2-3-2-08 H29自己点検評価結果		
	2-3-2-09 H30自己点検評価結果		
	2-3-2-10 R1自己点検評価結果		

	2-3-2-11 R2 自己点検評価結果		
	2-3-2-12 R3 自己点検評価結果		
	2-3-2-13 R4 自己点検評価結果		
<p>【分析項目2-3-3】 機関別内部質保証体制の中で、学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その意見を反映した取組を行っていること（より望ましい取組として分析）</p>	・該当する報告書等		
	2-3-3-01 新入生調査2023（非公表）		
	2-3-3-02 大学生学習調査2022（非公表）		
	2-3-3-03 卒業時調査集計2022（非公表）		
	2-3-3-04 R5 第1ターム・第2ターム春学期授業アンケート調査結果（非公表）		
	2-3-3-05 R5第3ターム・第4ターム秋学期授業アンケート調査結果（非公表）		
	2-3-3-06 【修士】2023年度大学院入学者アンケート結果（非公表）		
	2-3-3-07 【教職大学院】2023年度大学院入学者アンケート結果（非公表）		
	2-3-3-08 修了時調査2022（修士課程）（非公表）		
	2-3-3-09 修了時調査2022（教職大学院）（非公表）		
	2-3-3-10 修士課程在学生アンケート2022（非公表）		
	2-3-3-11 教職大学院【学生による授業アンケート】R5春学期（非公表）		
	2-3-3-12 教職大学院【学生による授業アンケート】R4秋学期（非公表）		
	2-3-3-13 教職大学院【学生による学修・生活意識調査】R4秋学期（非公表）		
	2-3-3-14 動向調査（卒業・終了後5年目調査）結果（非公表）		
	2-3-3-15 教育委員会アンケート（集計）（非公表）		
	2-3-3-16 平成29年度東京学芸大学教育者養成の取組に関する調査結果（教育委員会等対象）		
2-3-3-17 平成29年度東京学芸大学教育者養成の取組に関する調査結果（学校対象）（非公表）			
・領域4、5、6の各基準に関して学生等が主体的に作成し、機関別内部質保証体制として確認した報告書等を添付文書とすることができる。			
<p>【分析項目2-3-4】 質保証を行うに相応しい第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している状況にあること（より望ましい取組として分析）</p>	・該当する第三者による検証等の報告書		
	2-3-1-14 大学院教育学研究科教育実践専門職高度化専攻認証評価結果		再掲
	2-3-4-01 教員養成高度化連携協議会要項		
	2-3-4-02 連携協議会 議事次第（第6回）（非公表）		
	2-3-4-03 教職大学院連携協議会設置要綱		
	2-3-4-04 令和5年度教職大学院連携協議会（第1回）【次第】（非公表）		
2-3-4-05 東京学芸大学と東京都教育委員会との連携に関わる連絡会（資料）（非公表）			
<p>【特記事項】</p> <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> <p>【分析項目2-3-1】本学では、大学に設置された推進本部・各種委員会・会議などの組織にかかる活動状況や課題等を確認するため、役員会が定めた自己点検評価の実施方針（2-1-1-03）に基づき、毎年度末に全学戦略・広報本部が委員会等活動報告書の提出を求め、全学戦略・広報本部を中心に学長・副学長等が主体的に関わる体制により評価を実施している。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			

<p>【分析項目2-3-A】 ・教学IRとして、エンロールメント・マネジメントを実施し、結果について関係委員会と連携している。</p>	<p>2-3-A-01 入試区分と教員採用試験の受験状況及び教員就職状況について（戦略評価推進本部資料）（非公表）</p>		
<p>【分析項目2-3-B】 ・在学中の学習調査を基に令和5年度から始まった新カリキュラムにおいて、プログラム開発を行った。</p>	<p>2-3-A-02 2015年から2023年までの入試に関する高校に焦点をあてた分析（戦略評価推進本部資料）（非公表）</p>		
<p>【分析項目2-3-C】 ・国私立大学が加盟する教員養成高度化連携協議会を設置し、学部教育と大学院教育を接続するプログラムにおいて、新しい授業科目の開設を行った。</p>	<p>2-3-A-03 2019年度入学生を対象とした入学時・在学中・卒業時までの分析（戦略評価推進本部資料）（非公表）</p>		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】 【分析項目2-3-A】 学部学生にかかる教育IR活動の一環として、入学者選抜区分別の学びや進路の分析、志願者の多い高校から入学した学生の学びや進路の分析、入学時から卒業生時までの成長の分析などの、いわゆるエンロールメント・マネジメント（EM）を実施し、点検評価業務を担当する戦略評価推進本部で検討、関係の委員会等へフィードバックするとともに、課題について検討を依頼している。 【分析項目2-3-B】 入学時から卒業時まで各学年で学習調査を実施するとともに、卒業して5年を経過した者には、学部在学中の授業や活動が卒業後の社会生活にどの程度役立っているか、などのアンケート調査を継続的に実施しており、これらの調査を通じ、令和5年度から実施した新カリキュラムでは、学生自らが目標とする教師像を見据えて履修計画を立て、生きた教員養成プログラムとしての自律型カリキュラムデザイン構想につながった。 【分析項目2-3-C】 平成31年4月に実施した大学院教育学研究科の再編に際し、大学院教育学研究科における教員養成機能を教職大学院へ一本化かつ高度化するとともに、学部教育と大学院教育を接続する「教員養成高度化大学間連携コーススタートパスプログラム（SPP）」を開始した。このプログラムの実施にあたり、現在、12の国立及び私立の大学が加盟する教員養成高度化連携協議会を設置してプログラム運営や教職大学院教育での課題などを共有することで、新しい授業科目の開設などにつながっている。</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			
<p>基準2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること</p>			
<p>分析項目</p>	<p>分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄</p>	<p>備考</p>	<p>再掲</p>
<p>【分析項目2-4-1】 学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うにあたり、機関別内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みを有していること</p>	<p>・明文化された規定類 1-3-3-07 国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会規程 2-1-1-05 国立大学法人東京学芸大学役員会規程 2-4-1-01 東京学芸大学組織再編検討委員会規程 ・新設や改廃に関する機関別内部質保証体制で審議された際の議事録と当該関係資料 2-4-1-02 第1回組織再編検討委員会議事要旨（非公表） 2-4-1-03 教育研究評議会議事要旨 2-4-1-04 教育研究評議会資料（非公表）</p>	<p>第2条 第2条 第3条</p>	<p>再掲 再掲</p>
<p>【特記事項】</p>			

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。				
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。				
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす				
【優れた成果が確認できる取組】				
【改善を要する事項】				
基準2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること				
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲	
【分析項目2-5-1】 教員の採用及び昇格等にあって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること	・教員の採用・昇任の状況（過去5年分）（別紙様式2-5-1） 2-5-1 教員の採用・昇任の状況(過去5年分)			
	・明文化された規定類			
	2-5-1-01 東京学芸大学教員選考規程	第7条		
	2-5-1-02 東京学芸大学教員選考基準			
	2-5-1-03 東京学芸大学特任教員選考要項	第5条		
	2-5-1-04 東京学芸大学教職大学院専任教員等選考要項	第8条		
	2-5-1-05 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科研究科専任教員候補者選考規程	第3条		
	2-5-1-06 大学院連合学校教育学研究科所属教員の資格審査に関する内規（非公表）	第2条～第3条の2		
	2-5-1-07 資格審査選考基準講座毎（R5.5.24最新）（非公表）			
	2-5-1-08 東京学芸大学テニュアトラック制度に関する要項	第8条		
	2-5-1-09 東京学芸大学テニュアトラック教員の審査方法等に関する要領	第3		
	2-5-1-10 東京学芸大学テニュアトラック制度におけるメンター制度実施要領			
	・学士課程における教育上の指導能力に関する評価の実施状況が確認できる資料 2-5-1-11 東京学芸大学教員候補者選考調書及び記入例（非公表）			
	・大学院課程における教育研究上の指導能力（専門職学位課程にあっては教育上の指導能力）に関する評価の実施状況が確認できる資料 2-5-1-11 東京学芸大学教員候補者選考調書及び記入例（非公表）			再掲
【分析項目2-5-2】 教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施していること	・教員業績評価の実施状況（別紙様式2-5-2） 2-5-2 教員業績評価の実施状況			
	・明文化された規定類			
	2-1-1-01 国立大学法人東京学芸大学点検評価規程	第6条、第8条	再掲	
	2-5-2-01 総合的業績評価指針（～R4大学教員用）（非公表）			
	2-5-2-02 総合的業績評価実施基準（～R4大学教員用）（非公表）			

	2-5-2-03 大学教員の総合的業績管理指針（非公表）		
	2-5-2-04 大学教員の総合的業績管理実施基準（非公表）		
	・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（実施要項、業績評価結果の報告書等）		
	2-5-2-05 大学教員の総合的業績評価結果報告書（令和2年度）（非公表）		
	2-5-2-06 大学教員の総合的業績評価結果報告書（令和3年度）（非公表）		
	2-5-2-07 大学教員の総合的業績評価結果報告書（令和4年度）（非公表）		
[分析項目2-5-3] 評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を行っていること	・評価結果に基づく取組（別紙様式2-5-3）		
	2-5-3 評価結果に基づく取組		
	・反映される規定がある場合は明文化された規定類		
	2-5-3-01 教員業績評価実施要項（非公表）		
	2-5-3-02 教員業績評価基準（非公表）		
	2-5-3-03 教員業績自己評価表（様式）（非公表）		
	2-5-3-04 大学教員の評価割合（非公表）		
	2-5-3-05 業績評価結果の取扱いに関する申合せ（非公表）		
	・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（業績評価に関連する規定、実施要項、業績評価結果の報告書等）		
	2-5-2-05 大学教員の総合的業績評価結果報告書（令和2年度）（非公表）		再掲
2-5-2-06 大学教員の総合的業績評価結果報告書（令和3年度）（非公表）		再掲	
2-5-2-07 大学教員の総合的業績評価結果報告書（令和4年度）（非公表）		再掲	
[分析項目2-5-4] 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること	・FDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-4）		
	2-5-4 FDの内容・方法及び実施状況一覧		
	2-5-4-01 令和5年度FD研修実施報告		
[分析項目2-5-5] 教育活動を展開するために必要な教育支援者や指導補助者（教育補助者）が配置され、それらの者が適切に活用されていること	・教育支援者、指導補助者（教育補助者）一覧（別紙様式2-5-5）		
	2-5-5 教育支援者、指導補助者（教育補助者）一覧		
	・教務関係等事務組織図及び事務職員の事務分掌、配置状況が確認できる資料		
	2-5-5-01 国立大学法人東京学芸大学事務組織規則		
	2-5-5-02 東京学芸大学事務職員配置図		
	・教育活動に関わる技術職員、図書館専門職員等の配置状況が確認できる資料		
	2-5-5-02 東京学芸大学事務職員配置図		再掲
	・演習、実験、実習又は実技を伴う授業を補助する助手等の配置状況、活用状況が確認できる資料		
	・指導補助者（教育補助者）を配置している場合は、その定義・業務内容や採用等に係る手続きに関する規定、配置状況及び活用状況が確認できる資料		
2-5-5-03 東京学芸大学ティーチング・アシスタント制度実施要項			
2-5-5-04 令和5年度のTA配置実績（非公表）			

<p>【分析項目2-5-6】 教育活動を展開するために必要な教育支援者や指導補助者（教育補助者）が担当する業務に応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること</p>	・教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-6）		
	2-5-6 教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧		
	・指導補助者（教育補助者）に対してのマニュアルや研修等内容、実施状況が確認できる資料		
	2-5-6-01 学務部SD研修「令和5年度カリキュラム改訂による変更点」（非公表）		
	2-5-6-02 TAに対する研修動画スクリーンショット（非公表）		
	2-5-6-03 ティーチングアシスタント研修 内容理解確認テスト（forms）（非公表）		
	2-5-6-04 ティーチングアシスタント研修の終了にあたってー確認ー（forms）（非公表）		
	2-5-5-03 東京学芸大学ティーチング・アシスタント制度実施要項		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目2-5-1】本学では、第3期中期計画期間における経費削減の一環として、平成29年度から令和4年度まで課程認定やカリキュラムなど特別な場合を除き大学教員の採用人事を凍結し、人事が凍結となった教室には学部教育並びに大学院教育学研究科の教育及び研究指導を担当する特任教員を配置して教育課程を維持してきた。このため、令和4年度までは教員の採用人数が少なくなっている。その後、令和5年度に実施する教育学部改編を見据え、令和3年度に策定した大学教員の新人事計画により凍結分も補いつつ採用人事を進めたことから令和5年度の採用数が多くなっている。			
【分析項目2-5-2】大学教員の業績については、教育活動、研究活動、管理運営活動及び大学の指定・重視する教育研究活動・社会貢献活動の4領域を対象に、総合的業績管理指針（2-5-2-03）及び総合的業績管理実施基準（2-5-2-04）により業績を点数化し、教員の所属する組織の長である部局長が組織全体の概況を分析報告書として部局長会で報告、その後、評価担当の副学長が大学全体を纏めて役員会に報告する。また、教員個々の業績の評価及び処遇への反映については、大学で教員業績評価実施要項（2-5-3-01）、基準（2-5-3-02）及び評価割合（2-5-3-04）を定め、前出の4領域を対象とした教員の自己評価結果を所属する部局の長が再評価し、大学に設置された評価部会を経て学長が決定して各教員へ通知している。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

：「該当なし」

基準3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目3-1-1】 毎年度、財務諸表等について法令等に基づき必要な手続きを経ていること	・直近年度の財務諸表		
	3-1-1-01_第20事業年度財務諸表		
	・上記財務諸表に係る監事、会計監査人の監査報告書		
	3-1-1-02 令和4年度 会計監査人監査結果説明書（非公表）		
	3-1-1-03 令和4年度 監事監査報告書（非公表）		
【分析項目3-1-2】 教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行していること	3-1-1-04 令和4年度 内部監査結果報告書（非公表）		
	・予算・決算の状況（過去5年間分）が分かる資料（別紙様式3-1-2）		
	3-1-2 予算・決算の状況(過去5年間分)が分かる資料		
	・分析の手順に示された理由がある場合に、その理由を記載した書類		
	3-1-2-01 予算と決算が30%以上乖離している項目の理由（非公表）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目3-2-1】 大学の管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること	・管理運営のための組織（法人の役員会、経営協議会、教育研究評議会等が、法人としての業務以外で大学の教育研究活動に係る運営において役割を有する場合は、それらを含む。）の設置、構成等が確認できる資料（根拠となる規定を含む。）		
	1-3-1-01 機構図		再掲
	1-3-1-04 国立大学法人東京学芸大学組織運営規程	第6条～第9条	再掲
	2-1-1-05 国立大学法人東京学芸大学役員会規程	第2条、第3条	再掲
	3-2-1-01 国立大学法人東京学芸大学経営協議会規程	第2条、第3条	
	1-3-3-07 国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会規程	第2条、第3条	再掲
	1-3-2-07 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究所委員会規程	第3条、第5条	再掲
	・大学の学長と大学を設置する法人の長が異なる場合は、責任の内容と所在が確認できる資料		
・役職者の名簿			
1-3-1-11 令和6年度東京学芸大学役職者一覧			再掲
【分析項目3-2-2】 法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること	・法令遵守事項一覧（別紙様式3-2-2） ・危機管理体制等一覧（別紙様式3-2-2）		
	3-2-2 法令遵守事項、危機管理体制等一覧		
【分析項目3-2-3】 研究の実施に関して高等教育機関として相応しい規程、方針等が整備され、優れた成果を上げていること（より望ましい取組として分析）	・研究の実施に関する方針等一覧（別紙様式3-2-3） ・研究の支援・推進制度等一覧（別紙様式3-2-3）		
	・研究の実施に関する方針等の内容を示す資料		
	・研究の支援・推進制度等によって優れた成果が得られていることを示す資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目3-3-1】 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること	・管理運営に係る組織一覧（部署ごとの人数（分析項目2-5-5教育支援者を含む。））（別紙様式3-3-1）		
	3-3-1 事務組織一覧		
	・根拠となる規定類		
	2-5-5-01 国立大学法人東京学芸大学事務組織規則		再掲
【分析項目3-3-2】 教育の国際化を推進する組織を有する場合は、当該組織が優れた機能を有し、成果を上げていること（より望ましい取組として分析）	・管理運営に係る組織の組織図		
	2-5-5-02 東京学芸大学事務職員配置図		再掲
	・教育の国際化を推進する組織一覧（別紙様式3-3-2）		
	・根拠となる規定類		
	・優れた成果が分かる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目3-4-1】 教員と事務職員等とが適切な役割分担の下、必要な連携体制を確保していること	・教職協働の状況（別紙様式3-4-1）		
	3-4-1 教職協働の状況		
	・根拠となる規定類		
	3-4-1-01 東京学芸大学先端教育人材育成推進機構ブックレット「教員需給を考える」 （抄） 3-4-1-02 令和4年度日本教育大学協会研究集会発表概要 （抄）		
【分析項目3-4-2】 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること	・SDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式3-4-2）		
	3-4-2 SDの内容・方法及び実施状況一覧		
	3-4-2-01 令和5年度SD研修実施報告		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目3-4-1】 東京学芸大学先端教育人材育成推進機構ブックレット「教員受給を考える」—「教師不足」「ブラック言説」「教職の魅力」—の発行（2023.8.31）に際し、事務職員3名が分担執筆者となった。また、日本教育大学協会主催の令和4年度日本教育大学協会研究集会の研究発表プログラム【第1分科会】において、発表題目「学部の教職課程における学生の自律的カリキュラム・マネジメントのシステムづくり」で事務職員4名が教員と協働して発表を行った。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目3-5-1】 監事が適切な役割を果たしていること	・ 監事に関する規定		
	1-3-1-04 国立大学法人東京学芸大学組織運営規程	第5条	再掲
	3-5-1-01 国立大学法人東京学芸大学監事監査規程		
	3-5-1-02 国立大学法人東京学芸大学監事監査実施細則		
	・ 監事による監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の監事監査計画書、監事監査報告書、監事による意見書等）		
	3-5-1-03 令和5年度国立大学法人東京学芸大学監事監査計画（非公表）		
	3-1-1-03 令和4年度 監事監査報告書（非公表）		再掲
【分析項目3-5-2】 法令の定めに従って、会計監査人による監査が実施されていること	・ 監事が置かれていない場合は、直近年度の地方自治体における監査委員等の監査結果		
	・ 会計監査人の監査の内容・方法が確認できる資料（直近年度の監査計画書等）		
	3-5-2-01 令和5年度 会計監査人監査計画説明書（非公表）		
【分析項目3-5-3】 独立性が担保された主体により内部監査を実施していること	・ 財務諸表等の監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の会計監査人による監査報告書等）		
	3-1-1-02 令和4年度 会計監査人監査結果説明書（非公表）		再掲
	・ 組織図又は関係規定（独立性が担保された主体であることが確認できるもの）		
	1-3-1-01 機構図		再掲
	・ 内部監査に関する規定		
【分析項目3-5-4】 監事を含む各種の監査主体と大学の管理運営主体との間で、情報共有を行っていること	3-5-3-01 国立大学法人東京学芸大学内部監査規則		
	3-5-3-02 国立大学法人東京学芸大学内部監査実施細則		
	・ 監査の実施状況等が確認できる資料（直近年度の内部監査報告書等）		
	3-1-1-04 令和4年度 内部監査結果報告書（非公表）		再掲
【分析項目3-5-4】 監事を含む各種の監査主体と大学の管理運営主体との間で、情報共有を行っていること	・ 監査の連携状況が具体的に確認できる資料（直近年度の協議、意見交換の議事録等）		
	3-5-4-01 令和4年度 監事活動記録（非公表）		
	3-5-4-02 会計監査人と経営者とのディスカッション資料（非公表）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目3-6-1】 法令等が公表を求める事項を公表していること	・法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式3-6-1）		
	3-6-1 法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

：「該当なし」

基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目4-1-1] 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること	・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1（改正前基準）		
	認証評価共通基礎データ様式1		再掲
	※基幹教員制度を導入している場合 ・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1（改正後基準）		
	・ 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧（別紙様式4-1-1）		
	4-1-1 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧 4-1-1-01 修士課程 R5 夜間開講授業科目数		
[分析項目4-1-2] 法令が定める実習施設等が設置されていること	・ 附属施設等一覧（別紙様式4-1-2）		
	4-1-2 附属施設等一覧		
[分析項目4-1-3] 施設・設備における安全性について、配慮していること	・ 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮の状況（別紙様式4-1-3）		
	4-1-3 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮状況		
	4-1-3-01 R5年度施設実態調査 様式A（耐震診断抜粋）（非公表）		
	4-1-3-02 施設の耐震改修状況について（非公表）		
	4-1-3-03 耐震化状況図（小金井のみ）（非公表）		
	4-1-3-04 建物未改修率（行動計画）		
	4-1-3-05 小金井キャンパスバリアフリースイレー一覧		
	4-1-3-06 2.1.1小金井団地外灯配置図 4-1-3-07 防犯カメラ配置図（非公表）		
[分析項目4-1-4] 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境を整備し、それが有効に活用されていること	・ 学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編）等		
	4-1-4-01 令和5年度学術情報基盤実態調査《コンピュータ及びネットワーク編》		
[分析項目4-1-5] 大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること	・ 学術情報基盤実態調査（大学図書館編）		
	4-1-5-01 R5学術情報基盤実態調査(大学図書館編)		
[分析項目4-1-6] 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること	・ 自主的学習環境整備状況一覧（別紙様式4-1-6）		
	4-1-6 自主的学習環境整備状況一覧		
[分析項目4-1-7] 研究成果を継続的に生み出すための研究環境が十分に整備され、効果的に利用されていること（より望ましい取組として分析）	・ 研究環境整備状況一覧（別紙様式4-1-7）		

<p>【分析項目4-1-8】 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が、社会からの期待に対応して行う活動（例えば、公開講座・履修、大学図書館の一般市民利用、技術相談、学習機会としての社会貢献活動）に効果的に利用されていること（より望ましい取組として分析）</p>	<p>・社会からの期待に対応して行う活動一覧（別紙様式4-1-8）</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【分析項目4-1-A】 附属図書館でのデジタル書架ギャラリーや3D書架の取組により、利便性の向上に寄与し、各種賞の受賞をした。</p>	<p>4-1-A-01 東京学芸大学附属図書館がLibrary of the Year 2023にて優秀賞受賞 4-1-A-02 「学芸大デジタル書架ギャラリー」が電子出版アワード2020「エクセレント・サービス賞」を受賞しました 4-1-A-03 「デジタル書架LOD」がLODチャレンジ2020「教育LOD賞」を受賞しました。 4-1-A-04 第59回国立大学図書館協会賞を受賞しました！</p>		
<p>【分析項目4-1-B】教育支援職・教育支援職就職にかかる情報を一元的に提供している。</p>	<p>4-1-B-01 「E-TOPIA：教育支援者を目指す学芸大生のためのページ」を公開しました（附属図書館）</p>		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【分析項目4-1-A】 附属図書館では令和2年6月から、教育学分野の書架イメージ(約19,600冊分)を公開し、オンライン上で書架を眺めることが出来る「学芸大デジタル書架ギャラリー」及び書架画像を用いた「3D書架」の公開を開始している。これらの取り組みは、「教育LOD賞」（LODチャレンジ2020）や「エクセレント・サービス賞」（電子出版アワード2020）の賞を受賞、令和6年度には「学芸大デジタル書架ギャラリーの構築と展開」が令和6年度国立大学図書館協会賞を受賞した。 【分析項目4-1-B】 附属図書館では令和5年3月から、教員志望・教育支援職志望の学生にとって参考となる情報をまとめて提供するページとして「E-TOPIA（イートピア）」を開設した。このサイトで教員就職や教育支援職就職にかかる情報を一元的に提供することにより、教員・教育支援職を目指す学生の支援につながっている。</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			
<p>基準4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること</p>			
<p>分析項目 【分析項目4-2-1】 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること</p>	<p>分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄 ・相談・助言体制等一覧（別紙様式4-2-1） 4-2-1 相談・助言体制等一覧 ・保健（管理）センター、学生相談室、就職支援室等を設置している場合は、その概要や相談・助言体制（相談員、カウンセラーの配置等）が確認できる資料 4-2-1-01 東京学芸大学保健管理センター要項 2-1-3-09 東京学芸大学学生支援センター要項 4-2-1-02 学生キャリア支援室相談・助言体制一覧（非公表） 2-1-3-10 東京学芸大学学生相談室要項 2-1-3-11 東京学芸大学学生キャリア支援室要項</p>	<p>備考</p>	<p>再掲</p>

	2-1-3-12 東京学芸大学障がい学生支援室要項		再掲
	・各種ハラスメント等の相談体制や対策方法が確認できる資料（取扱要項等）		
	4-2-1-03 東京学芸大学キャンパスライフ委員会規程		
	4-2-1-04 東京学芸大学キャンパスライフガイドライン		
	4-2-1-05 東京学芸大学キャンパスライフガイドライン概要		
	4-2-1-06 東京学芸大学キャンパスライフガイドライン（応用編）		
	4-2-1-07 心理的支援のための専門委員要項		
	・生活支援制度の学生への周知方法（刊行物、プリント、掲示等）が確認できる資料		
	4-2-1-08 2023 学生生活の手引（非公表）		
	4-2-1-09 保健管理センター（大学ウェブページ）		
	4-2-1-10 東京学芸大学キャリア支援室（大学ウェブページ）		
	4-2-1-11 ETOPIA 教員・教育支援者を目指す学芸大生のためのページ（大学ウェブページ）		
	4-2-1-12 学生相談室案内（非公表）		
	4-2-1-13 障がい学生支援室案内		
	4-2-1-14 あなたを助ける相談窓口（非公表）		
	4-2-1-15 相談できます（キャンパスライフ委員会パンフレット）（非公表）		
	4-2-1-16 学生への周知資料（教員就職相談）（非公表）		
	4-2-1-17 学生への周知資料（企業就職相談）（非公表）		
	4-2-1-18 学生への周知資料（夏季集中講座）（非公表）		
	4-2-1-19 学生への周知資料（万ゼミ受講生面談）		
	・生活支援制度の利用実績が確認できる資料		
	4-2-1-20 学生支援の状況（非公表）		
	4-2-1-21 キャンパスライフ委員会年次報告（R5件数）（非公表）		
[分析項目4-2-2] 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること	・課外活動に係る支援状況一覧（別紙様式4-2-2）		
	4-2-2 課外活動に係る支援状況一覧		
[分析項目4-2-3] 留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	・留学生への生活支援の内容及び実施体制（別紙様式4-2-3）		
	4-2-3 留学生への生活支援の内容及び実施体制		
	・留学生に対する外国語による情報提供（健康相談、生活相談等）を行っている場合は、その資料		
	4-2-3-01 外国人留学生の手引き2023		
	4-2-3-02 東京学芸大学留学生チューターの手引き		
[分析項目4-2-4] 障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	・障害のある学生等に対する生活支援の内容及び実施体制（別紙様式4-2-4）		
	4-2-4 障害のある学生等に対する生活支援の内容及び実施体制		
	・障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領等の規定類		
	4-2-4-01 障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領		

<p>【分析項目4-2-5】 学生に対する経済面での援助を行っていること</p>	・経済的支援の整備状況、利用実績一覧（別紙様式4-2-5）		
	4-2-5 経済的支援の整備状況、利用実績一覧		
	・奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知が確認できる資料		
	4-2-1-08 2023 学生生活の手引（非公表）		再掲
	・日本学生支援機構奨学金等の利用実績が確認できる資料		
	4-2-1-20 学生支援の状況（非公表）		再掲
	4-2-5-01 東京学芸大学「日本学生支援機構奨学生」選考規程		
	・大学独自の奨学金制度等を有している場合は、その制度や利用実績が確認できる資料		
	4-2-1-20 学生支援の状況（非公表）		再掲
	4-2-5-02 東京学芸大学学生奨学金制度に関する規程		
	4-2-5-03 東京学芸大学大学院第一種奨学金返還免除候補者選考規程		
	・入学料、授業料免除等を実施している場合は、その基準や実施状況が確認できる資料		
	4-2-1-20 学生支援の状況（非公表）		再掲
	4-2-5-04 東京学芸大学入学料免除及び徴収猶予取扱規程		
	4-2-5-05 東京学芸大学基金管理運営規程		
	・学生寄宿舍を設置している場合は、その利用状況（料金体系を含む。）が確認できる資料		
4-2-5-06 東京学芸大学学寮規程			
4-2-5-07 東京学芸大学授業料及び寄宿料の免除及び徴収猶予に関する規程			
4-2-5-08 学生納付金規則別表4			
4-2-5-09 国立大学法人東京学芸大学学生納付金規則			
4-2-5-10 国際交流会館規程			
・上記のほか、経済面の援助の利用実績が確認できる資料			
4-2-5-11 R2～R4新型コロナ等に対する経済支援			
4-2-1-20 学生支援の状況（非公表）		再掲	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
<p>【分析項目4-2-A】教育組織の最小単位である「教室」毎のキャリア支援室兼任教員を配置しきめ細かい対応を実施している。</p>	4-2-A-01 学生キャリア支援室名簿（非公表）		
	4-2-A-02 学生キャリア支援室全体会議事次第		
	4-2-A-03 教員就職支援の取組の研修会参加者募集案内		
	4-2-A-04 24 万ゼミの参観案内		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			

【優れた成果が確認できる取組】

【分析項目4-2-A】

学部教育の教育組織である「教室」ごとに学生支援センター 学生キャリア支援室の室員を兼任し、キャリア支援を担当する教員を配置している。キャリア支援に関する室員を対象とした研修会を毎年開催し、学生キャリア支援室での取組や研修会の内容は毎月開催される教室会議において情報共有している。

【改善を要する事項】

II 基準ごとの自己評価

領域5 学生の受入に関する基準

：「該当なし」

基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目5-1-1】 学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること	・学生受入方針が確認できる資料		
	5-1-1-01 アドミッション・ポリシー(教育学部)		
	5-1-1-02 アドミッション・ポリシー(修士課程)		
	5-1-1-03 アドミッションポリシー(教職大学院)		
	5-1-1-04 アドミッションポリシー(博士課程)		
	5-1-1-05 東京学芸大学HP (3つのポリシー)		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目5-2-1】 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること	・入学者選抜の方法一覧（別紙様式5-2-1）		
	5-2-1 入学者選抜の方法一覧		
	・入試委員会等の実施組織及び入学者選抜の実施体制が確認できる資料		
	2-1-3-16 東京学芸大学学部入試委員会規程		再掲
	2-1-3-17 東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会入試部会要項		再掲
	1-3-2-08 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科拡大研究科委員会規程		再掲
	・入学者選抜の試験実施に係る実施要項、実施マニュアル等		
	5-2-1-01 学部前期 R06実施提要（非公表）		
	5-2-1-02 学部後期 R06実施提要（非公表）		
	5-2-1-03 学部推薦 R06推薦・SA推薦・バカレア試験実施提要（非公表）		
5-2-1-04 大学院A日程（修士・教職） R6院試実施提要（非公表）			
5-2-1-05 大学院B日程 研究科（追・2・B）R6実施提要（非公表）			

	5-2-1-06 連合大学院 R6実施提要（非公表） ・面接、実技試験等において評価の公正性を担保する組織的取組の状況を示す資料（面接要領等）		
	5-2-1-07 学部入学試験における面接に関する取扱いについて（非公表） ・学士課程については、個別学力検査及び大学入試センター試験において課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合に2年程度前に予告・公表されたもので直近のもの		
	5-2-1-08 令和7年度大学入学者選抜（令和6年度実施）について（予告）（第三報） ・学生の受入状況を検証する組織、方法が確認できる資料		
【分析項目5-2-2】 学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立っていること	2-1-3-15 国立大学法人東京学芸大学アドミッションオフィス規程 ・学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善を反映させたことを示す具体的事例等		再掲
	5-2-2-01 令和5年度大学入学者選抜方法に関する研究報告書（非公表）		
	5-2-2-02 戦略評価推進本部会議第9回 220922日程（非公表）		
	5-2-2-03 略評価推進本部資料 R3自己点検評価結果の分析及び改善策の検討依頼（案）（非公表）		
	5-2-2-04 戦略評価推進本部会議第1回 230411日程（非公表）		
	5-2-2-05 自己点検評価有効性の検証（就職率）（非公表）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目5-2-2】5-2-2-03本学が実施する自己点検評価の中で、教員就職率が70%未満の教室に、「現状の分析」と「改善策の検討」及びそれに基づく改善策の実行を依頼している。5-2-2-05該当する教室は、入学者選抜方法を含めた改善策を検討し入試の改善に取り組んでいる。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目5-3-1】 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと	・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式2		
	認証評価共通基礎データ様式2		
	・ 実入学者数が「入学定員を大幅に超える」、又は「大幅に下回る」状況になっている場合は、その適正化を図る取組が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

領域6 基準の判断 総括表

東京学芸大学

組織 番号	教育研究上の 基本組織	基準 6-1	基準 6-2	基準 6-3	基準 6-4	基準 6-5	基準 6-6	基準 6-7	基準 6-8	備考
01	教育学部	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
02	教育学研究科	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり。								国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）
03	大学院連合学校教育学研究科	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり。								国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-1-1】 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・策定された学位授与方針		
	6-1-1-(01)-01 東京学芸大学教育学部ディプロマ・ポリシー		
	5-1-1-05 東京学芸大学HP (3つのポリシー)		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-2-1】 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 策定された教育課程方針		
	2-3-1-01 東京学芸大学教育学部カリキュラム・ポリシー		再掲
【分析項目6-2-2】 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	5-1-1-05 東京学芸大学HP (3つのポリシー)		再掲
	・ 策定された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-(01)-01 東京学芸大学教育学部ディプロマ・ポリシー		再掲
	2-3-1-01 東京学芸大学教育学部カリキュラム・ポリシー		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	2-3-1-02 2024スタディガイド学校教育教員養成課程	P44-132	再掲
	2-3-1-03 2024スタディガイド教育支援課程	P36-68	再掲
	・ 体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	2-3-1-02 2024スタディガイド学校教育教員養成課程	P6-12	再掲
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	2-3-1-03 2024スタディガイド教育支援課程	P6-12	再掲
	・ 分野別第三者評価の結果		
	・ 学則等の授業科目の時間数に関する規定		
	6-3-2-(01)-01 東京学芸大学カリキュラム実施細則	第2条～第6条	
	・ 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・ シラバス		
	6-3-2-(01)-02 R06学部シラバス		
	2-3-1-04 シラバス作成ガイドライン（非公表）		再掲
	6-3-2-(01)-03 シラバス担当教員連絡会資料		
	・ その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況が分かる資料		
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合は、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	6-3-2-(01)-04 教職課程の自己点検評価書（非公表）		
	・ 明文化された規定類		
	1-3-1-02 東京学芸大学学則	第6条、第7条	再掲
[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	6-3-3-(01)-01 既修得単位に関する取扱要項（非公表）		
	・ 研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申告書等）		
	・ 研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	・ 国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・ 他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	・ 研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	・ TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料		

<p>【分析項目6-3-5】 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	<p>・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）</p>		
<p>【分析項目6-3-6】 連携法曹基礎課程を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されていること</p>	<p>・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料</p>		
	<p>・連携法科大学院の入学者に求められる基礎的な学識及び能力を修得させるために必要な教育を行うための連携法曹基礎課程における教育課程の編成が確認できる資料等（その他の連携法科大学院における教育と連携法曹基礎課程における教育との円滑な接続を図るために必要な措置も含む。）</p>		
	<p>・連携法曹基礎課程における成績評価の基準</p>		
	<p>・連携法曹基礎課程における教育の実施のために必要な連携法科大学院を設置する大学の協力に関する事項が分かる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>【分析項目6-3-2】学士課程のカリキュラムについては、「東京学芸大学カリキュラム実施細則」により単位・履修・成績・試験・授業編成などの基本的事項を規定し、その内容に沿ってカリキュラムを実施している。 授業内容を示すシラバスについては、シラバス作成ガイドライン（2-3-1-04）を全教員が共有し、必修の教職科目など複数枠を開設する授業科目については共通シラバス作成コーディネーター（6-4-4-(01)-02）を配置して共通シラバスを作成、授業担当者間で内容を共有しているほか、教育学部の課程・専攻（選修）の教育を担当する教室ごとにシラバス担当教員を配置してシラバス入稿前である毎年2月に連絡会を開催、教室内で注意事項等を共有している。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-4-1-(01)-01 令和6(2024)年度学部授業暦		
	6-4-1-(01)-02 令和6(2024)年度学部授業暦カレンダー		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果を上げていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-4-1-(01)-01 令和6(2024)年度学部授業暦		再掲
	6-4-1-(01)-02 令和6(2024)年度学部授業暦カレンダー		再掲
	・シラバス		
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	6-3-2-(01)-02 R06学部シラバス		再掲
	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)、又はURL等)、学生便覧等関係資料		
	2-3-1-02 2024スタディガイド学校教育教員養成課程		再掲
	2-3-1-03 2024スタディガイド教育支援課程		再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4)		
	6-4-4 教育上主要と認める授業科目		
	6-4-4-(01)-01 教室主任からのシラバス入稿依頼文書例		
	6-4-4-(01)-02 R5共通シラバスコーディネーター名簿(非公表)		
	6-3-2-(01)-03 シラバス担当教員連絡会資料		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を設けていること	・シラバス		
	6-3-2-(01)-02 R06学部シラバス		再掲
[分析項目6-4-6] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-7] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-8] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-10] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

<p>【分析項目6-4-10】 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p>	<p>・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）</p> <p>・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料</p> <p>・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料</p> <p>・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料</p>		
<p>【分析項目6-4-11】 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p>	<p>・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>【分析項目6-4-4】本学では、学部授業の質の水準を維持するために授業を開設する教室ごとに教授又は准教授の職にあるシラバス担当教員を配置し、毎年、シラバス入稿前に連絡会を開催して留意点等を周知、その内容は教室主任からシラバス担当教員を介して教室内の教員へ共有している。(6-4-4-(01)-03) また、教員免許に必須となるような授業科目については教授又は准教授の職にある共通シラバスコーディネーターを配置し(6-4-4-(01)-02)、同教員が共通シラバスを作成して授業内容に統一性をもたせ、授業担当者間で共有し、担当者ごとに作成されたシラバスを点検した上で公開している。なお、大学教員の採用人事を凍結後、令和5年度に20名を超える大学教員を採用しているが、講師採用を基本としたことから主要授業科目の教授・准教授の担当割合が低くなっている。今後は、講師採用された大学教員の准教授への昇格が見込まれることから担当割合は改善していくものと考えている。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-(01)-01 インターンシップ募集要項（非公表）		
	6-5-3-(01)-02 インターンシップ授業履修ガイド		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	6-5-3-(01)-03 令和5年度インターンシップ受入先一覧（非公表）		
	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	4-2-3-01 外国人留学生の手引き2023		再掲
	4-2-3-02 東京学芸大学留学生チューターの手引き		再掲
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	4-2-1-13 障がい学生支援室案内		再掲
	6-5-4-(00)-01 学生サポーターの募集ポスター		
	6-5-4-(00)-02 学生サポーター向けハンドブック		
6-5-4-(00)-03 教職員向けハンドブック			
6-5-4-(00)-04 支援利用者向けハンドブック			
・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料			
・学習支援の利用実績が確認できる資料			
4-2-1-20 学生支援の状況（非公表）			再掲

<p>【分析項目6-5-5】 正規学生が海外で学習する機会を提供し、有効に活用されていること（より望ましい取組として分析）</p>	<p>・国内学生海外派遣実績（別紙様式6-5-5）</p>		
<p>6-5-5 海外で学修する機会を提供する取組</p>			
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>【分析項目6-5-1】学生に対する履修指導の実施については、年度当初に新入生及び在学学生は学年ごとに学務課職員によるオリエンテーションを実施し、その後、教育学部の教育責任組織である教室により所管する専攻・選修ごとにオリエンテーションを実施した後、指導教員による個人面談が行われる。この他にも、年間の修得単位数が不足している学生やGPAの低い学生に対し指導教員による指導が実施される。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【分析項目6-5-A】教員養成系大学として世界の教育に直接触れることのできる留学制度を短期から長期まで様々な形で提供している。</p>	<p>6-5-A-01 2019～2023年度交換留学実績</p>		
	<p>6-5-A-02 ISSUP受入・派遣プログラム参加学生数&キャンパスアジア関連派遣者数</p>		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p>			
<p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【分析項目6-5-A】本学で企画・実施している派遣留学制度は、大学間交流協定を締結している大学に留学（半年から1年以内）する交換留学や夏休み等を利用した短期留学プログラムとしてのISSUPプロジェクトによる留学及び日・中・韓の大学がコンソーシアムを形成し実施するキャンパス・アジアプログラム等がある。大学間交流協定締結校は20ヶ国（地域）67大学（2023.5.1）に及び、ISSUPプロジェクトによる派遣及びキャンパス・アジアプログラムによる派遣では、現地の学校訪問や大学生との交流を通して自らの興味関心を広げ、専門性を深めるきっかけとなっている。派遣留学生数は、交換留学は2022年度が34人、2023年度が37人で、短期留学プログラムは、2022年度が45人、2023年度が47人である。なお、短期留学経験学生はその後の交換留学につながっている。</p> <p>ISSUPプロジェクト ISSUP - Tokyo Gakugei University International Student Step Up Program (u-gakugei.ac.jp) キャンパス・アジアプログラム 【CA】キャンパス・アジアの紹介 - TGU CA-Office (u-gakugei.ac.jp)</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	6-3-2-(01)-01 東京学芸大学カリキュラム実施細則	第16条、第17条	再掲
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	2-3-1-02 2024スタディガイド学校教育教員養成課程	P17-18	再掲
	2-3-1-03 2024スタディガイド教育支援課程	P17-18	再掲
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-(01)-01 成績分布表（授業クラス毎）（非公表）		
	6-6-3-(01)-02 主要教職科目における成績の分布状況について（非公表）		
	6-6-3-(01)-03 成績分布表（課程毎）（非公表）		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-(01)-04 R5第12回教務委員会議事要旨		
	6-6-3-(01)-05 R6年度共通シラバス作成コーディネーター名簿及びコアカリキュラム対象科目一覧（非公表）		
	・GPA制度の目的と実施状況について分かる資料		
	2-3-1-02 2024スタディガイド学校教育教員養成課程	P19	再掲
	2-3-1-03 2024スタディガイド教育支援課程	P19	再掲
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置について分かる資料		
	2-3-1-04 シラバス作成ガイドライン（非公表）	6/9	再掲
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-(01)-01 成績評価に関する問合せ方法及び期限に関する申合せ		
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-(01)-02 R5成績異議申し立て学生一覧（非公表）		
	・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
6-6-4-(01)-03 国立大学法人東京学芸大学法人文書管理規則	別表第1 その他の事項（教員が保有する文書）		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目6-6-4】「成績評価に関する問合せ方法及び期限に関する申合せ」(6-6-4-(01)-01)を学生が閲覧可能な学内ポータルに掲載。申立てへの対応は学務課が窓口となり、「成績評価の問合せ」を学務課職員が確認のうえ受領、授業担当教員へ送付後、授業担当教員から回答を受領。成績の訂正がないときは授業担当教員の回答内容を学生に提示して説明、訂正がある場合は授業担当教員の回答とともに「成績評価訂正届」を受領し、教務委員会で訂正、問合せのあった学生に理由を提示して説明している。なお、成績に対する異議申立てを受付ける学務課は、学務課長が教務委員会委員である他、学務課の所掌として①学生の履修指導に関すること、②成績に関すること、が事務組織規則で規定され、職員は常に公平・公正な立場から教職協働の意識で教育課程の実施や学生の履修指導等に従事している。令和5年度の成績に対する異議申立て件数は73件で、うち成績の訂正は14件であった。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	1-3-1-02 東京学芸大学学則	第8条	再掲
	6-7-1-(01)-01 東京学芸大学履修基準		
	1-3-2-04 東京学芸大学教授会規程	第2条	再掲
	1-3-2-05 東京学芸大学全学教室主任会規程	第2条	再掲
	1-3-1-07 東京学芸大学教育学部運営規程	第15条	再掲
[分析項目6-7-2] 大学院課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	6-7-1-(01)-02 授業期間終了から卒業判定までのフロー		
[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	2-3-1-02 2024スタディガイド学校教育教員養成課程	P34	再掲
	2-3-1-03 2024スタディガイド教育支援課程	P27	再掲
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-(01)-01 全学教室主任会（第11回）議事要旨（非公表）		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)		
	6-8-1 修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	6-8-1-(01)-01 R5教員免許・諸資格取得状況		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
	6-8-1-(01)-02 東京学芸大学学生表彰規程		
	6-8-1-(01)-03 学生表彰の実施状況		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む。)		
	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)		
	6-8-2-(00)-01 大学ポートレート		
	・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)		
	6-8-2-(01)-02 卒業生の社会での活躍等に関する資料		
[分析項目6-8-3] 卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-(01)-01 令和5年度3月卒業時調査(非公表)		
[分析項目6-8-4] 卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-(01)-01 動向調査(卒業・修了後5年目調査)R5追加(非公表)		
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-5-(01)-01 令和5年度 東京学芸大学 教育者養成の改善に関する調査(非公表)		
[分析項目6-8-6] 教育の国際化の優れた取組により、その取組の目的に則した学習成果の向上が図られていること(より望ましい取組として分析)	・教育の国際化の取組の概要及びその結果が確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目6-8-1】 標準修業年限内の卒業（修了）率は、各年度の卒業（修了）者数のうち、標準修業年限内の卒業（修了）者数（休学期間を除き標準修業年限内の者を含む）の割合を算出している。 「標準修業年限×1.5」年内の卒業（修了）率は、各年度の卒業（修了）者数のうち、標準修業年限×1.5年内の卒業（修了）者数（休学期間を除き標準修業年限×1.5年内の者を含む）の割合を算出している。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学教育研究評価及び教職大学院認証評価（大学改革支援・学位授与機構及び教員養成評価機構）

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)		
	6-8-1 修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分) 6-8-1-(02)-01 令和5年度教職大学院免許取得状況		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学(進学希望者に対する進学者の割合)の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)		
	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		
【特記事項】			
① 上記の別紙様式について補足がある場合には、当該分析項目の番号を明示した上で400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-8-1】 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）		
	6-8-1 修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
【分析項目6-8-2】 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学（進学希望者に対する進学者の割合）及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2） ・主な進学/就職先（起業者も含む）		
	6-8-2 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況		
【特記事項】			
① 上記の別紙様式について補足がある場合には、当該分析項目の番号を明示した上で400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			